

28	境港	重大事故を防止するための対策が取られていて、施設、設備等に関しては問題ないと思いますが、いわゆるヒューマンエラーは絶対防いでほしいです。	
29	境港	不適切事案、ヒューマンエラー等の公開と対策の徹底。	
30	境港	設備、対策についてのハード面では、実効性が認められたが、実際に運用するのは人であり、ソフト面等運用に万全を期してもらいたい。	
31	境港	まずは審査事項に対する安全計画を忠実に履行すると共に、その作業に於いての安全性を求める。（完成時は、審査基準に当てはまると考えるが、施工中、燃料棒の移動時は不安定な状況になる。）	
32	境港	原子力事業者としての中電は、これまで繰り返してきた不祥事や、それらへの対応について、あまりにも不適切だったと言わざるをえない。信頼される事業者となるべく、住民の信頼回復に今後も全力で取り組んで欲しい。	不適切事案への適切な対応と信頼回復を求める。
33	境港	非常に危険な核物質を取り扱っているという危機感が欠如している。説明会においても嘘を言うなど真剣に取り組む姿勢がみられないで、会社をあげて改める必要がある。	
34	境港	点検不備の問題を報道で知ったことがありましたが、今後、決してあってはならないことだと思います。	
35	米子	避難計画の見直し及び追加計画の協力、支援。新基準指摘後の工事施行後の住民説明会等の実施、鳥取県、米子市、境港市がH24. 11. 1申入れ中の「安全確保等に関する協定」の残り2項を回答のうえ協定の締結。【再掲】	安全協定の改定を求める。
36	米子	新規制基準に合格したからといって絶対安全とは言わないと更田委員長は何度も発言をされています。事故が起きたときのリスクは30km圏内の米子市も同じです。避難計画作成の義務があるのに原発の再稼働・稼働についての同意権が保証されていないのは矛盾があります。立地自治体と同じ安全協定を中国電力は結ぶのが事業主としての責任です。 島根原発2号機の再稼働は、新規制基準適合性審査の合格と30km圏内自治体の避難計画の策定が法的な義務となっています。新規制基準適合性審査の下では、立地自治体と周辺自治体の法的立場は同じです。電力会社との安全協定について、少なくとも国は周辺自治体と立地自治体の格差をなくすように提言するべきです。電力会社と自治体との平等な安全協定により安全性を高めることができます 再稼働をやめること、これが安全確保に向けてできることは、これしかありません。ゼロリスクではないことは国も認めています。 被害を被るのは市民です。過酷事故が起きれば、生命・財産が奪われます。説明会で「補償をするか」と境港の人がいったのに対して、「責任をとる」と言われましたが、どれだけの額が必要となるのか試算されているのでしょうか。東電も結局は国が我々の税を使い支えているのです。出来ないことを軽く言わないで頂きたい。	

2 避難計画について

2-1 避難計画の取組と実効性についてご意見をお聞かせください。

No.	市名	回 答	まとめ
1	境港	UPZ内の住民が、避難計画を十分に理解して、計画どおり行動できれば、実効性はあると思う。また、地震、津波被害の復旧対応が不可欠だと思う。	実効性がある。
2	境港	毎年、少しずつ改正しているし、実効性は実際、訓練に参加してみて、初めて避難計画の流れがわかつてきた。なるべく多くの人々が参加できるようにしたい。	
3	境港	シミュレーションで問題ないのであればよいと思います。	
4	境港	避難計画はとても大切であり、多くの市民が参加できるのが理想ですが、コロナ禍であり、まずコロナを終息させることが大切だと思います。	
5	米子	国のエネルギー基本計画に、「国民の信頼確保、安全性の確保を前提」と記述されているが、市民の信頼は今どの程度なされているという認識か?また、仮に安全性が確保されたとしても、福島原発事故を教訓にすれば避難計画は現実的ではありません。地震などが起これば、複合的な災害が起こり、避難だけではなく救助などの要請もあり、避難どころではありません。避難計画の実効性確保がこの計画の大前提です。実効性を市民が納得していない段階で再稼働すべきではないと思いますが回答をお願いします。	実効性がない。
6	境港	実効性に乏しい。日常でも混雑している道路なのに、避難は難しいと思う。	
7	米子	少し不安がある。	不安がある。
8	米子	住民としては、何万人の避難計画は、相当むずかしいことだと思っています。	
9	境港	避難に関し、UPZ内に於いて地域内より脱出については、円滑に出来ないことは判っている。	
10	米子	UPZ内の住民が計画通り何時間も待つかどうか?動く人が絶対いる。ましてやUPZ外の米子市民は勝手にヒナンするので、道路は大じゅうたいするのは火を見るより明らか。	課題がある。(屋内退避、段階的避難)
11	米子	「屋内退避は有効」のことだが、内閣府(原子力防災担当)／日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センターから出された「原子力災害発生時の防災措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避について」では、「陽圧化した鉄筋コンクリート造建屋に屋内退避することによって、9割以上低減できる」とあるが、「陽圧化しない場合(自然換気)では3割強の低減にとどまっています。」との記載もあります。「陽圧化」に1施設で2億円かかると言われ、一部の施設に留まっている。高気密でない一般の木造家屋の場合、内部被ばくの低減効果は3割よりもさらに小さいと言われています。屋内退避では内部被ばくを防ぐことはできません。7割の内部被ばくを受ける可能性がある避難計画でも「実効性がある」と判断される根拠を聞きたいです。	
12	米子	避難訓練を重ねても、机上の空論でしかありません。島根原発の避難計画では、屋内退避が有効手段らしいのですが、地震などの災害で自宅が損害している場合、屋内退避はありません。また、段階的避難の実施も規定されていますが、避難地域を区分し、5時間間隔で避難するなんてことが現実にあり得るのでしょうか?避難者で騒然とするはずです。道路は避難渋滞を解消できません。また、避難バスの利用もありますが、バスを待っている場合ではありません。	
13	境港	現在の様な屋内退避など、ほとんど守られることがないのではないか。民間の輸送バスなどは期待ができないし、妊婦や子供などの優先避難を誰が補償するのか。	
14	境港	鳥取県も境港市も細やかな避難計画を立てておられ、感謝していますが、個人的な意見として、屋内退避にしても段階的避難にしても、混乱は避けられないのではと危惧しております。	

15	米子	風を考慮しなくてもいいはあるが、それはないだろうと思う。普通に考えて、東には逃げない。いざ事故が起きれば、30キロ圏内の人も屋内退避なんかしていない。すぐに逃げると思う。地震が原因であった場合、屋内退避しようにも家屋が被害を受けていたらどうするのか。	
16	米子	災害発生時の混乱は必ずあるものと考えた上で可能な限り混乱を想定した計画を立てるべき。また高齢者や障碍者などをサポートするための組織や人材育成の充実化も必要ではないかと考えます。	課題がある。(避難方法)
17	米子	避難方法と避難地域に疑問。	
18	米子	再稼働をするならどのように実効性を高めていくのか、多様な立場に立った取組の計画を作成されているのか(米子市と中国電力は連携は?)	
19	米子	防災訓練に参加して、避難計画に沿って指定された避難先にバスで移動したが、混乱する中で、避難車両の確保ができて渋滞することなく目的地に到着することができるのか不安を感じた。要支援者をどう守るのか計画の実効性は不確実であると思う。	
20	米子	バスをまず事業者が準備し、中国各県から応援するとしているが、実際無理でしょう。事故は地震であれば道路も切断されているのだから、岡山や広島から来るなど無理でしょう。運転手もよほど责任感(若い者には配慮して任せないので年配者)がない限り危険なところに来るのか。みんな車で逃げるので、パニックになるのは目に見えている。	
21	米子	鳥取県原子力防災ハンドブック(保存版令和3年)P.13文中「国道431号には津波による影響を受けることが想定されており」と記述あるが、震度は、津波何mですか。計画の再考をして頂きたい。	
22	米子	住民は避難先の選定についての不安が多いと思われる。	
23	米子	避難の為、バス500台を確保すると、運転手500人に必要となります。国は、放射能汚染地帯に入る運転手に研修をするよう定めていますが、この数年間でのべ41人の研修のこと、8.2%の研修実施率となるますが、事故が起きた場合、約9割の人は未研修で輸送業務にあたることとなります。この状態では運転手の被ばくに対して県が責任を持つことができないと考えますが、県の見解と今後の計画についてお聞きします。 放射能汚染がひどい場合、民間のバス会社の運転手が確保できない場合、実働部隊(自衛隊・警察・消防)ということを聞いていますが、バスの運転資格を持つ人が何人いるか把握していますか。把握していない状態で、実働部隊と言うことは控えるべきです。	
24	米子	車での避難の際、放射能を検査する「車両検査」が行われますが、検査のための時間は1台当たり2分のこと。また、車両の除染テントは現在8台のこと。県は万が一UPZ内全域避難となつた場合は、「約25,000台、1検査場当たり約3,100台を想定」とのことですが、検査のために大渋滞がおきることは容易に想像ができます。どのように対処するのですか。	
25	米子	過酷事故が起きた際の、避難のシミュレーションを見せて頂きたいです。これを見なければ、市民は安心できません。東海第2原発は、裁判で避難が出来ないことをことが明らかになりました。	
26	境港	事故発生時に、市県国などの行政機関、運輸等避難に関わる民間企業等の資材が早急に確保できるのか、懐疑的である。UPZ内の航空自衛隊美保基地が防災拠点基地として機能するのか。	
27	境港	バス避難について、本当に台数確保、時間的に到着がどのくらいになるのか不明であり、実効性に不安である。	
28	境港	バス移動の問題(弱者に対しての配慮がまだ出来ていない。)生命、健康を最優先しているとは思われない。	
29	境港	毎年、防災避難訓練に参加して、同じことをやっているが、自家用車での避難が多くなると思われるので、避難退域時検査会場が大変混雑するのでは。	
30	境港	避難車両の確保、又、大半がマイカー避難で有ると思われますが、渋滞緩和策が取れるか疑問が多い。	

31	米子	ヨード剤を一時避難所にとりに行くのは時間的に無駄になる。一時避難所が集中しすぎる。一部避難所は交通の便が悪くパニック状態になるのでは。	課題がある。(安定ヨウ素剤)
32	米子	避難するときの一時集結所まで歩いて行って安定ヨウ素剤をもらう事も事故が起きてからの行動であり、被ばく、安定ヨウ素剤の説明等体制が取れるとは思えません。9割が自家用車で避難するとの想定ですが、渋滞が起こることは明らかです。現在でも大雨の時等渋滞になります。自宅で介護している人、されている人仕事している人、子供たち、観光客等具体的に実行できるのか疑問です。避難訓練への参加者も限られています。米子市は30km圏外も入ります。避難計画はありませんし、30km圏内の避難計画についても説明を受けていません。米子市の避難計画の実行性はないと言わざるを得ません。	
		安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化（安定ヨウ素剤のドライブスルー方式による配布）について、避難の円滑化と感染症対策を考えるのであれば、安定ヨウ素剤の事前配布率をできるかぎり高めていくことが必要となると考えられます。県主催原子力防災講演会（2020年9月6日）で県招聘の岡田徃子講師（東京都市大学）は「配布率の目標設定をした方がいい。特に子どもには事前配布をした方がいい。」との見解を示されました。県として「配布率の目標設定」を早期にしていただけたです。 配布率を高める具体策として、以下の点を加えていただきたいです。 ①国も言及している「薬局での配布」を早期に実施すること。 ②過酷事故になれば、UPZ外の住民も当然安定ヨウ素剤を求めると考えられ、混雑が予想される。事故時に住民、特に子ども達を放射能から守るという観点から、UPZ外の学校・公民館への備蓄を行うこと。	
33	境港	現状の防災行政無線では、住民への広報は不十分である。	課題がある。（広報）
34	米子	原発があるために、行政は避難計画を作らないといけない。迷惑施設である。中国電力はこの計画に関わるすべての経費を負担すべき。中国電力が負担しないのなら国が負担すべきである。私たちの税金を使うべきではない。立地自治体並みにこうふきんがおりるなら仕方がないが。	課題がある。（財政負担）
35	米子	現在、避難計画については、内閣府の支援を受けて、原子力災害対策指針にしたがって策定していることを確認しただけであり、実効性についての検証や審査は行われていません。新規制基準適合性審査では、深層防護の考え方により、第1層から第4層までは規制委員会が身体・財産を守るために、米子市が責任を持って実効性のある避難計画になるよう取り組み、自ら検証する担当し、第5層の避難計画の策定は原発から30km圏内の自治体に義務付けられています。原発稼働はシビアアクシデントを前提としているため、市民の生命・必要があります。安対協は、その検証の場として適していると考えます。	課題がある。（避難計画の審査）
36	米子	UPZ内住民に周知徹底と各地区ごとに訓練。	訓練による実効性向上が必要である。
37	米子	UPZの住民は原子力防災訓練に一度は参加すべき。	
38	米子	一律に30kmではなく、発生時の風向き等を的確に科学的にとらえて、実効性のある避難が出来るように計画・訓練をしておくべきと考えます。	
39	境港	最悪な場合での避難という前提がない。市民への詳しい説明と一人暮らしの人、施設入所者の全員避難ができる体制を、今以上に市民的なレベルでの話し合い、訓練を重ねるべきだ。	
40	境港	防災訓練はすべきであるが」、あまりに危険度をあおると、市民は恐怖感が増し、反対者が増えるかもしれない。	
41	境港	毎年更新され、見やすくなってきてている。避難計画に基づいた島根県、鳥取県合同での訓練をしてみてはどうか。	
42	境港	地震後に放射線が漏れる事故が発生した場合、建物に入って避難することが難しい（崩壊の恐れがある）。そのような時は、どのように避難すればよいのか。あらゆる場面を想定した避難を考える。	
43	境港	実効性を担保するため、継続的に訓練すること。訓練はブラインド訓練で実施すること。	

44	境港	災害発生時の初動については、対応が難しいと考える。（事故後の素早い情報発信が必要で、地域のモニタリングの数値上昇時は避難としては遅い。）地域での避難訓練で、家屋での安全を保つ事を主として行う必要がある。	
45	境港	避難計画、防災訓練に参加したことが少ないので、もっと参加出来たらと思う。	
46	米子	各自治体が取り組んでおられますか、避難する側の住民がどのような状況の際に避難を求められ、どの様な方法（手段、経路等）で避難すれば良いのかが理解されていない。いざという時の実効性が危ぶまれると思います。	避難計画の丁寧な説明が必要である。
47	米子	避難計画の周知は引き続きお願ひしたい。	
48	境港	「児童生徒を保護者が迎えに行く場合、保護者が身動きが取れずに引き渡しできないケースが想定される。その場合は、先生方が児童を連れて避難経由所・避難先まで責任を持って引率するというルールになっている」と回答されているが、学校現場には実効性のある丁寧な説明や、早急に今後訓練等のあり方を示して欲しい。	
49	境港	説明会等に参加した者には、ある程度理解できるが、住民すべてに周知となると疑問が残る。いざとなったら混乱するのではないかと思われる。	
50	米子	「何かあったら」という考えがほとんど無い。避難するのも思いもよらない。	実際はわからない。
51	米子	計画の周知は進んできていると思うが、実際はどのような問題が起こるのかはわからない。	

2-2 避難計画の実効性をさらに高めるために必要なことは何ですか。

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	影響の正しい理解。もしものときに、何をどうするかの周知。	
2	米子	住民に防災意識の向上を望む。	
3	米子	自身の避難経路を自覚している人は多くないと思われる。有事の際、速やかに自らの避難経路が周知できる体制作りが大切だと思う。	
4	米子	福島原発の事故のときに避難の際どのようなトラブルや困難なことがあったか、例えば介護施設や保育園など避難弱者の避難についてそれぞれの場所で立場に立ち考えることが自分ごとになり高められると考える。	
5	米子	現行計画は内閣府回答によると緊急時対応は米子、境港市、県も参加して、現時点で最善なものと考えている。実効性があるということはなく常に向上する、再チェック見直しのうえ実効性のある計画とした上各地区で説明会を実施。	
6	米子	避難計画について更なる周知を図ること。訓練の実施。	
7	境港	受入先の実態が良くわからない、安心できるような情報を発信して欲しい。	
8	境港	繰り返しの教育。啓発活動。	
9	境港	難しいと思う。実感として「ピン」とこない。「避難マニュアル」があれば行動しやすくなるのではないか。	
10	境港	原子力災害の特異性（被害の不可視性、未経験）からくる不安と、放射線への恐怖心、無知からくる対応は、日ごろから地域での避難訓練前の学習が大変重要で、防災組織が行う必要がある。	
11	米子	周期を短くした実働をともなう避難計画に沿った訓練が最適だと思います。誰の指示により、どのタイミングでどの様な方法で、どの様な経路で、どこに行くのかを徹底的に周知することが必要だと思います。	訓練の実施（内容の見直し等）が必要である。
12	米子	実効性向上については、常に図上演習を積重ね、住民の避難誘導に工夫を持つことが大事だと思います。	
13	米子	自治会単位で訓練する事でしょうか。（実際訓練すると言われても出るかはわからない。）	
14	米子	UPZ内、UPZ外の米子市民全員のヒナン訓練の実施。	
15	米子	計画表を作成して、毎年各校区ごとに訓練。	
16	米子	方向性を持ったシミュレーションでの訓練を何回もそれぞれにしておく。	
17	米子	大規模訓練が必要だと思う。（誰が何をするのか具体的な行動計画が時系列で例示された訓練）	
18	米子	避難計画について更なる周知を図ること。訓練の実施。【再掲】	
19	境港	図上訓練による周到な事前準備が出来ている実動訓練で実施されても、有事の際は機能しないと考える。実動訓練では特別状況も付与し、考える訓練をしなくてはならないと感じる。	
20	境港	妨げている原因を洗い出し、善処する。	
21	境港	原発施設での異常を確認したら、屋内退避ではなく出来るだけ早く遠方への避難を始めることが必要。放射能が拡散する様になれば既に遅い。	
22	境港	様々な場面を想定した訓練を行い、課題を見つけ改善していく。	
23	境港	規模を大きくした避難訓練の実施。	
24	境港	避難先が東部中部の学校等の施設になっていることもあるが、該当の施設には周知されていないのでは。原子力防災訓練の参加者を増やす。	
25	境港	参加者をなるべく多く集める。修了証を交付する。何回か参加した人は指導者と認定する。	
26	境港	屋内退避が必要になった際に、十分対応できる家屋、施設を確保することが必要。これができなければ秩序ある行動が確保できなくなる。	屋内退避への対応が必要である。
27	境港	移動手段については、再度検討すべきと思います。（マニュアルの作成には、多方面の意見がほしい。）	移動手段の見直しが必要である。
28	境港	先ず屋内退避→避難開始時間の周知（自家用車避難とバス避難について）	
29	境港	条件さえ整えば、飛行機、船の想定はできないか。自衛隊機、輸送機、隠岐汽船等。	

30	米子	安全性に納得できる計画を立てるべき。県内完結（東部避難）ではなく、風を考慮し、岡山県側への避難を立てるべき。平日の日中起きた場合、学校での対応が難しい。学校職員に責任を負わせるのか。であれば事前に同意を得ておくべき。行政職員も少ない。もっと正規の行政職員を増やすべき。	避難先の見直しが必要である。
31	境港	大雨、大雪、地震、感染症対策拡大時の設定など、あらゆる想定外の時の計画が必要になると思います。	自然災害、感染症への対応が必要である。
32	米子	安全性に納得できる計画を立てるべき。県内完結（東部避難）ではなく、風を考慮し、岡山県側への避難を立てるべき。平日の日中起きた場合、学校での対応が難しい。学校職員に責任を負わせるのか。であれば事前に同意を得ておくべき。行政職員も少ない。もっと正規の行政職員を増やすべき。【再掲】	人員確保、人材育成が必要である。
33	境港	防災リーダーになるような人達は、他にいろいろな分野で活動されていると思われ、一人で頑張っても知れたもの。防災リーダーたちが連携できるような場を作っていただきたい。	
34	米子	避難のための道路整備や避難場所等のインフラ整備とそうしたものへの国からの支援が不可欠だと思います。	インフラ整備が必要である。
35	境港	県、市、町そして自治会と連絡を密にしておく。	自治体と市民との連携強化が必要である。
36	米子	自治体と市民との連携。	
37	境港	小型の広報車で、特に狭あい地区の民家密集地内をくまなく廻る。	広報が必要である。
38	米子	避難のための道路整備や避難場所等のインフラ整備とそうしたものへの国からの支援が不可欠だと思います。	インフラ整備が必要である。
39	米子	現行計画は内閣府回答によると緊急時対応は米子、境港市、県も参加して、現時点で最善なものと考えている。実効性があるということはなく常に向上する、再チェック見直しのうえ実効性のある計画とした上各地区で説明会を実施。【再掲】	計画自体の見直しが必要である。
40	米子	もっと具体的に緻密な避難計画が必要だと思います。住民一人一人の現状は把握から始めること、どういう状況での避難になるかということの検証等をしなければ実効性を高めることは出来ないと思います。避難計画の実効性を高めるためには、福島第一原発事故時の避難の検証から始める必要があります。子どもたちに安定ヨウ素剤を適時に服用させることができなかつたこと、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が置き去りになつたこと、複合災害時の避難の問題などを検証すると同時に、様々な市民の声を聞き取り、困難を洗い出す必要があります。そのような協議の場として安対協は適していると考えます。などを利用することにより、本当の意味で実効性を高めることができます。安対協の要綱第2条にあるように、避難に関する資料の収集や調査を実施し、必要に応じて、防災専門家の助言・中国電力のデータなどを利用してすることにより、本当の意味で実効性を高めることができます。境港の市民が避難をすることは、容易ではなく、高速道路等の確保は重要です。このような避難経路が確保できるまでは、再稼働はできないはずです。	

2-3 避難計画を効果的に周知するための方法についてご提案はありますか。

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	福島での原発事故を教材として、当時の対応を伝え、公民館等での地域に密着した周知を行う。	説明会を開催する。
2	米子	学校や施設、公民館等へ、避難や原発についての説明は必要。逆に、避難計画の実効性がないまま、稼働をすることになりますか？	
3	米子	県内各市町村で地域特性を生かした説明会を実施し、住民の理解を得る必要があります。避難の住民の皆さんとの深い理解を得る必要があります。（現時点では全く周知されていません。）	
4	米子	<p>30km圏内に限らず全市的に各公民館単位での避難計画についての説明会を開催したら良いと思います。まず、原発稼働の必要条件として、自治体には避難計画策定義務があることを踏まえ、シビアアクシデント対策の重要性を説明し、米子市全住民に協力を得られるように丁寧な説明を行うことが必要です。その際は、市民団体の協力を得てワークショップ形式で、体験しながら考えていく方法が有効です。単に周知するのではなく、様々な立場からより実効性を高めるための方法を提示してもらい、市民全体のアイデアを避難計画に生かせるようにする必要と考えます。</p> <p>県は住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施するとしていますが、現在の実施状況は「H23年から講演会等様々な普及啓発活動を行わせていただき、延べ約2,000人の参加」（令和3年2月1日/鳥取県原子力安全対策課回答）とのことです。この2000人の参加者すべてがUP2圏内の住民とみても3%にも満たない広報活動実施率です。このような広報活動の実施状況では、到底避難計画が住民に理解されているとは考えられません。県が計画されている住民の「段階的避難」はできず、一度過酷事故が起きれば、道路は避難車両で大渋滞が発生することは容易に想像できます。現時点では、実効性がない避難計画だと答えますが回答を頂きたいです。</p>	
5	境港	自主防災組織がないところの自治会をある程度まとめて説明会を開催してはどうか。	
6	米子	市民の4割が避難計画を知らないので、各公民館、各自治会に出向いての説明会を常に行い、100%を目指す。その他あらゆる方法で周知徹底を図る。	
7	米子	地域住民に理解出来るよう解りやすい説明会があつてほしいと思います。	
8	米子	防災ハンドブックが配布されても見ていない家族が多いと聞いています。各種団体毎の教育・講座、高齢者ふれあいの家での教育。ポイント制。	
9	米子	自治会、小規模（班）での説明会の実施。	
10	米子	各町の住民が集まる場（自治会、ことぶきクラブ（老人クラブ）子供会等総会）へ出向いての周知も一つの方策である。	
11	米子	番組、地域メディアと連携した発信、カエルキャラバン・防災キャンプのような体験型のイベント。	
12	米子	前述の内容を自治体の広報誌はもちろんのこと、テレビ等のメディアでも頻繁に流すとともに受け入れ先自治体等の受入れ姿勢についても広報すると良いと思います。	
13	米子	広報に努めることが大変だと思います。	
14	米子	周知と訓練。	
15	米子	自治会などを活用し、区長や班長などの小さい集団をつかって、各世帯へ確実に口コミで周知すること。チラシではエッセンスが理解できにくいが、近所の口コミであれば、どんな時に、誰に声をかけて、何を持って、どこに行くかがわかる人が多くなる。	周知方法やタイミングを考える。
16	境港	機会がある度に周知する。	
17	米子	中海TVで避難経路の確認、避難時の安全確保について、放映してみてはどうか。（予算の確保、番組制作が大変だと思うが。）	
18	米子	メール、ラインなどを活用して、定期的に発信する。	
19	米子	公民館などにチラシが置いてあったりするといいと思います。	
20	米子	市報、メール等スマホで見られるようにする。	
21	境港	避難集合場所までの細分化した標識の設置。	

22	米子	平素から自治連、民児協等が協力して活動する。	自治会等と連携する。 訓練の実施と学習機会を確保する。
23	境港	情報連絡の手順を決める。自家用車避難、バス避難、避難開始時間(例)市→地区公民館→自治会・サークル団体の長・寿会(老人クラブ)	
24	米子	学校、職場、自治会等のより小さな単位での避難訓練の実施、そのための自治体の行政の専門チームの組織づくりが必要だと思います。	
25	米子	周知と訓練。【再掲】	
26	境港	避難先も含めた訓練の実施。津波防災と同様に地域全体で小中学生も含めた訓練を行う。	
27	境港	まずは島根原発に関心を示すことが大事であると思う。(島根原発の見学、スマホによる原子力防災アプリの普及など身近に感じて災害を知る。)不可視化性は、見られる物(現地や数値)から想像することは可能であり、こうした経験に基づき学習から避難訓練へつなげていく必要を感じている。	
28	境港	避難先も含めた運連の実施。津波防災と同様に地域全体で小中学生も含めた訓練を行う。【再掲】	
29	境港	今、市内各地区の避難計画で、行き先は示されているが、逆に受入先は全く意識が無く、知らないが現状である。事故発生前に双方が知り合っていれば相互に親近感もあり、プラス面も出来よう。その他、当地より先方に向くチャンスを行政、中電で努めてもらう事を考えて欲しい。	
30	境港	「個人情報保護」のもとに、「各種団体」や「ボランティアグループ」内でも、近隣の仲間においても、連絡方法が安易にわからない現状があります。普段からの人づきあい、顔なじみしか周知できない今日があり。	
31	境港	個人の避難困難者の把握(毎年更新)と、その対応策を立てる。	
32	米子	周知しても誰も守らない。	誰も守らない。 2-2へ
33	米子	冬季の想定計画も立てるべき。	
34	境港	境港はフェリーターミナルも完成しているので、緊急時には大型客船、フェリーを活用して避難させる。	

3 日本のエネルギー政策について

3-1 日本のエネルギー政策にとって原発が必要との説明についてどう思われますか。

No.	市名	回 答	まとめ
1	米子	ベースロード電源として重要である。一定の電源は必要。	
2	米子	理解できます。	
3	米子	安定した代替エネルギーが確立されていない現状では仕方がない部分はあるが、国として推進するのであれば地元周辺の自治体への更なる対策支援や住民理解を得るための細やかな配慮が必要だと思います。	原発は必要である（やむを得ない）。将来的に再生エネルギーに転化することも必要である。
4	米子	理解できる。	
5	米子	現在の状況では必要。	
6	米子	地球温暖化は急務であり、CO ₂ 出さない原子力発電所良し。	
7	米子	地球温暖化問題の面からも、原発はやむを得ませんが！50年・60年先のエネルギーとしては自然エネルギーが主流となることを願います。	
8	米子	現時点では必要と思います。	
9	米子	日本には絶対必要な施設。	
10	米子	現状のエネルギー需給構造では原発使用はやむを得ないが、ガソリン車における排気ガス同様、必要悪としての認識も必要と考えます。	
11	米子	今の必要性は理解できるが、将来的にはなくしていかなくてはいけないと思う。	
12	米子	背に腹は代えられぬということは理解している。	
13	米子	エネルギーの安定供給、地球温暖化防止に向けた脱炭素化、運転コストの低下などを考慮すると原発は必要だと思うが、安全性が確保できない以上、ドイツのように極力原発に頼らない政策をとることが望ましいと思う。	
14	米子	原発が必要なことは理解できますが、安全性の確保について、十分に取り組んでおられると確信していますが、テロなどによる大規模な事象に不安が残ります。	
15	境港	地球温暖化防止や、運転コスト等のメリットを強調されている。安全性は前提ではなく、最優先と考えて、脱原発につながる道筋を今後も研究して欲しい。	
16	境港	資源の乏しい日本の現状では、エネルギーの安定を考えるとやむを得ないが、出来る限り再生エネルギーに転化させるべきである。	
17	境港	天然資源購入の為、国内でプールできる資金を海外に流失し、子の世代に負担を掛けないためにも、今の私達が出来る安全対策を講じて、原子力発電を早期に再開して頂きたく存じます。	
18	境港	現状においては、その通りだと思います。	
19	米子	今までの火力、水力発電所に比べてコストが安いというのが売りであったが、この度の福島事故で、今後数10兆円の費用がかかると予想されます。新しい発電手段が完成するまでの一時しのぎかと思う。	
20	米子	エネルギーの乏しい日本では、将来的に安定したエネルギー供給が難しいので、原発に頼らずにはいられない。同感です。	
21	米子	安定的な電力を供給するためには、仕方がないように思うが、原発に替わるものでできると良い。	
22	米子	福島の事故までは、何の疑問を抱くこともなく、当たり前に快適な生活を支える唯一のものであると思っていましたが、他の発電と共に存がよいのではと思うようになりました。	
23	米子	現状では必要と思います。	
24	米子	我が国には資源が無い。特に原油については、安くなる事は有り得ない。火力発電はCO ₂ の排出が問題。風力、太陽光は不安定であり、原発は必要です。	
25	米子	エネルギー供給の安定や、脱炭素化に向けては、やむを得ない部分はあると思うが、福島の現状や、核燃料の最終処分等の課題を考える疑問が残る。	
26	米子	脱炭素を目指すため、当分の間は必要と考える。将来的には自然エネルギーに移行する。ただ問題的にはたくさんあるので難しい。	
27	米子	安全性確保が大前提であることから、理解できる。	

28	米子	確かに再生可能エネルギーの不安定さは否めないと考える。風力発電については、設置すべき場所が少なくなりつつあり、海上へとシフトの方向。太陽光発電は警官及び年間発電に課題。安定供給に勝る原発は、ベースとして必要。	
29	米子	現段階では資源の少ない日本にては必要。再生可能エネルギーで需要は満たせず。	
30	境港	「エネルギー基本計画」で安全性を前提とすると、どうしても「原発が必要ありき」の説明のように思われます。	
31	境港	そう（必要）思う。	
32	米子	地球温暖化防止の為、安全性が確保されれば必要。	
33	米子	原子力が安価であるという説明はおかしい。廃炉のことも考えたら決して数値化できない。だから11.7～上限が示されていない。 稼動年数40年をきちんと守るべき。20年延長を認めれば、なし崩し的に無限延長となる。40年で限定し、コストを算出すべき。	さらに検討（説明）を要する。
34	米子	島根原発の動きは2011年以降（運転停止中）時点では82万kW発電は必要だったが、その後（1989年2月運転開始後33年経年）と日本国内外の原発反対する国民感情や福島島原発事故の反省を踏まえて再考し、3号機の検討を願いたい。	
35	米子	資源エネルギー庁の説明については、特に異論が多いところです。そもそも、30km圏内自治体が避難計画策定義務を負うような電源が、政策と言えるのでしょうか。しかも、原子力規制委員会は、深層防護1～4がうまくいかなければ福島原発同規模の事故が起きることを否定していません。福島原発事故はいまだに収束しておらず経済的な損害も20兆～80兆円かかるとも言われています。欧州では温暖化対策として原発利用の機運が高経済的な損害も20兆～80兆円かかるとも言われています。欧州では温暖化対策として原発利用の機運が高まっていますが、欧州の2億年以上も安定した立地の原発と、4つの大陸プレートがひしめき合い、大規模の火山と地震が生じる可能性が高い地域の原発では、リスクの比べようがありません。原発は政策として非常識と考えます。 ドイツ、台湾、イスラエル、韓国が脱原発へと舵を切ったが、これをエネルギー基本計画では「一部」と言っていますが、全く違います。 2011年に17基あったドイツの原発はすでに11基が停止し、再生エネルギーへの転換が急速に進んでいます。電力全体に占める原子力の割合は2010年の22%から2020年に11%に低下しています。その分、風力や太陽光などの再生エネは17%から45%に高まっています。ドイツの転換は、技術的に高い日本で起きた福島事故の教訓からです。日本自身がこのことを知るべきです。	
36	米子	エネルギーについて電気過多になりすぎではないか？電気のみならず水素やガス、温泉など、エネルギーの地産地消も含めたエネルギー政策について考えて頂きたい。原発には放射能という大きなリスクと廃炉問題があり、低コストとはいえない。	
37	境港	おかしい。原発稼働が前提であって、自然エネルギーへの転換を進める姿勢が見えないし、そのための予算が少ない。	
38	境港	様々な考え方、データーを示す必要があるのでは。 ①例えば極論で考えた場合、カーボンニュートラルを基準にした場合、原発なしで再生可能エネルギーだけで供給可能か又、電気料金はいくらになるか。 ②太陽光パネルの処分はどうなのか。（地中に埋めることもあるそうだが、環境破壊は。） ③EV車のみになった時、電気料金がどれだけ増加するのか。 ④太陽光パネルを製造するとき、石炭をかなり使うらしいが、CO ₂ の排出量は。 ⑤ドイツの脱原発の現況は。 ⑥①と重複するが、極端な例として、原発のみで発電した場合と、再生可能エネルギーだけで発電した場合の電気料金のデーター上記の説明をもっと具体的にして欲しい。	

39	米子	かつて54基の原発が総発電力の30%を占めていたが、今や4%にまで低下しても電力はまかなえている。ガラス固化体を10万年管理することを考えても、原発は無用である。	原発は不要である。
40	境港	現時点でも放射性物質が発生して、その処理が不明、未定で、将来の世代に先送りされている。この様な危険なものを子孫の代に残すべきではない。	
41	境港	原発は放射能発生装置です。人類は未だに放射能を完全に制御できません。したがって原発が必要であるとは思いません。	

3-2 エネルギーの現状と日本のエネルギー政策についてどう思われますか。

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	カーボンニュートラルの現状と、国民の暮らしを支える経済活動の基盤である電力の安定供給のために必要な政策であると思います。	現状（方向性）としてやむをえない。
2	米子	日本にはエネルギー（太陽、水、風）わずかであり原子力は止むなし。	
3	米子	資源のない国は原子力発電もしかたがない。	
4	米子	石油・石炭・原子力に依存しない他のエネルギーへの転換が必要であり、核融合等の未来への投資も積極的に行っていくべきです。	
5	米子	理解できます。	
6	境港	方向性としてはやむを得ない。	
7	境港	電気は必要不可欠であります。電気代が少し上がっても、国民が理解すれば良いでしょう。但し、全ての価格に拡がる事を覚悟しなければならない。そして世界的にCO ₂ 削減対策に協力すべきである。	
8	境港	地球環境の健全化に努めており、安全確保は更に向上していくものと思う。	
9	境港	自然エネルギー→国土が狭い 石油・ガス→輸入に頼っているので止められたらアウト	
10	境港	現状を考慮すれば、今の政策でよいと思う。温暖化防止は、極力努めることを要すが、電力需要は増す一方。補わなければ経済が沈む。その為にも原発は必要。	
11	境港	これから社会でよりエネルギーを活用していかなければならないと感じるので、安心安全にこれからも進めて、進化させていってもらいたい。	
12	米子	原子力は安全なものとして推進するのではなく、原子力は危険なものとふまえた上で将来のエネルギー政策を考えていくべき。また、より地域の実情を理解した支援策を強化した上で実施するべきではないでしょうか。	原子力に代わる新たなエネルギーの開発が必要である。
13	米子	中海ソーラー、ソフトバンクメガソーラー、風力発電など県西部ではクリーンエネルギーに移ってきてている。瀬戸内の工場も自己発電能力を備えており、クリーンエネルギーに依拠したエネルギー政策にてんかんすべき時である。	
14	米子	そもそもいつどこで地震があるかわからない日本で、原発はどうか。ヨーロッパのように津波が来ない高いところならいいが。もっと太陽光などの自然エネルギーをすすめるべき。エネルギー政策として、発電会社と送電会社を分けるべき。原子力発電だけでも国の国営企業とすべき。中国電力のような会社にもしもの事故があった時に保障できない。MOX燃料、プルサーマルについては当時米子市や鳥取県は何も意見を言う権利がなかった。するならもう一度鳥取県や米子市、境港市に意見を聞くべきだ。	
15	米子	原子力は発電の際の運転コストが低廉だが、重大事故発生時のコストが他方に類のない評価であるうえ、使用済燃料はウランとプルトニウムを回収し他はガラス固化体で30~50年冷却後地下300m以上保存。	

16	米子	<p>日本で原発を電源とすることは、エネルギー政策としてリスクが高すぎます。福島原発事故が起きた時に、きっぱりと電源としての原発をあきらめて、省エネルギーと再エネを中心に、見直すべきでした。その際、送電網についても、再エネを導入しやすいように整備する必要がありました。電力会社の財源を原発稼働に投資させてしまった政府の責任は重いと考えます。また、原発が建設されて以来、失敗続きの核燃料サイクルも断念すべきでした。サイクルという名称は完全に誤りであり、将来もサイクルになることはないでしょう。島根原発でMOX燃料を使用すれば、行き場のない使用済みMOX燃料はサイトに置いたままになるでしょう。</p> <p>高速増殖炉（もんじゅ）も廃止が決定されました。「プルサーマルでは、再処理による廃棄物が増えるため、放射性廃棄物が7倍に増加する」や「燃え方にムラが生じて燃料棒が破損しやすくなるなど事故の確率は高い」など、核燃料サイクル政策は破綻しています。</p> <p>エネルギー基本計画に「国際的な原子力利用は今後も拡大する見込みであり、日本の原子力技術に対する期待の声が各国から寄せられている。これに応え、日本の技術が世界の脱炭素化に貢献することが可能である。」とありますが、「福島原発事故を教訓」として、脱原発の方針転換する国が出ているのに、原子力利用が拡大するとの根拠が不明確です。日本に寄せられる期待は、廃炉技術であり、原発を再稼働しない方針転換です。</p> <p>放射性廃棄物の処理は全く決まっていません。福島原発の汚染水の海洋放出の政府方針には、地元は「約束違反」と反発し、理解と納得を得られていません。放射性物質の半減期は何万年単位です。未来の子どもへ負の遺産は必要ありません。</p>
17	境港	大手企業のエネルギー源と地方でのエネルギー減は分けて、エネルギーの地産地消を推進させるべき。
18	境港	日本の企業は自然エネルギーにおいても世界で活躍しており、その方針さえ示せば充分にカバーできると思う。国が先ずその一歩を踏み出すことが重要だ。
19	境港	我が国のEEZ内の資源を活用されていない現状に不審をいだく。
20	境港	原子力に替わる新しいエネルギーを開発すべきではないでしょうか。
21	境港	再生可能エネルギーを電源とした電源開発と火力発電所（石炭、火力）から発生するCO ₂ 処理の研究を行い、最終的に原発をゼロにしていただきたい。
22	境港	再生可能エネルギーの比率をできるだけ上げる必要がある。
23	境港	「いつかは枯渇する地下資源」、「地球温暖化対策」、「SDGsの理念実行」等非常に難しい問題の中、再生可能エネルギーを主力電源として、最大限に導入に取組むしか言えないのではないかと思います。
24	境港	太陽光発電についても環境対策等（水害対策等）もっと安全性を重視してほしい。
25	米子	自然エネルギーは一方で環境問題が起きている。農地の荒廃や山間地の破壊に加えコストUP。狭い日本では限界がある。
26	米子	国外依存であるため、効率的なエネルギーの活用を考える、制度化することが必要だと考える。
27	米子	方向性が定まっていない。
28	米子	快適さを追求し続ける風潮に歯止めをかけていくのもエネルギー政策の一部だと思う。快適さにはエネルギー消費はつきものである。
29	境港	使った後のものを埋める土地問題は、本当に大丈夫なのかと思う。
30	境港	いろいろな場面で原子力発電の必要性や、安全性がアウンスされているが、人類にはまだ核燃料を利用する技術がともなっていないのではないか。資源のない日本にとってエネルギー政策の大きな転換点にさしかかっていると思う。
31	境港	2030年ゼロカーボンを唱う日本としても、確固としたエネルギー政策がある様には思えない。無理をして経済的競争力を失う事は、重大な問題である為、カーボンエネルギーは、石炭から天然ガスに移行はするが、根本的に解決するとは到底思われない。

エネルギー政策の転換が必要である。

3-3 原子力発電を安全確保を大前提として使用することについてどう思われますか。

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	安定的なエネルギーは必要であり、これから増え電力の増加が必要になる事は皆も理解している。原子力発電で豊かな生活、産業の発展が見込まれる。	賛成する。
2	米子	現状として妥当と考えます。	
3	米子	安全確保が大前提なのは当然。県の原子力安全顧問会議で指摘の通り安全対策に完全はないことを常に考えておくべきと思います。	
4	米子	日本は原子力無しでは社会が成り立たない。	
5	米子	あたりまえでは?	
6	米子	原子力規制委員会が許可したならOK。	
7	米子	当然のことと思います。	
8	境港	賛成します。	
9	境港	原子力発電停止により、天然資源購入の為、国内で保留できる資金の海外への流出を停止する為、早期に原子力発電を稼働して頂きたく存じます。	
10	境港	現状において賛成です。	
11	境港	一時的な使用はやむを得ない。	
12	境港	異議なし。	
13	境港	賛成です。	
14	境港	原子力発電をベースロード電源にすることは賛成。	
15	境港	理解できる。	
16	境港	賛成。	
17	境港	いいと思う。	
18	米子	安全確保は大前提であることにまちがいはない。ただ、安全は100%ではないことも前提である。	条件付きで賛成する。
19	米子	安全はものさしでつくれますが、安心は基準をクリアするだけでは得られないため、継続的な対話が求められると思います。	
20	境港	安全確保を大前提として使用しても、やはり不安はある。	
21	境港	安全は第一であるべきで当然であるが、使用済燃料の最終処分が確実に実施できるよう早くお願ひします。	
22	境港	廃棄物処理の問題が十分に解決し、他の発電との共存ならよいと思います。	
23	境港	現状では原子力発電を運転するしかない。高レベル放射性廃棄物最終処分を早急に建設する必要あり。20年も前から分かっているのに誰も手をつけなかった。北海道の2町村はどうなっているのか。福島の汚染水放出対策と同じ様になるのでは。	
24	境港	安全性が確保されるのであれば、エネルギーを大量に消費する大消費地近郊に設置するのはどうでしょうか。	
25	境港	安全確保出来れば、使用には賛成です。但し、核燃料の処置に関するも、確実にする条件です。	
26	米子	核のゴミ問題を考えたり、事故に対する住民の不安を考えると、安全でも不必要的施設である。	反対する。
27	米子	「絶対安全」といえないものを使うべきではない。避難計画も不安。中国電力も利潤追求の一企業である以上企業の利益を優先するのではないかと思い不安。住民よりも株主の利益優先するのは株式会社なので当然かも。中電のあれほどの安全対策の費用も、電力料金に上乗せされる。その費用をもっと別のエネルギーに使えばと思う。一度事故が起きて失った環境は二度と戻らない。最終処分の計画もできていない状態で、何万年のあとの子孫に負担を残すべきではない。	
28	米子	事故跡地への期間は10年後でも不可能や死者多数復旧が必要。この際再考を願いたい。（10年後の避難者が福島県内で36,913人、65%は戻らない。）上記内容等今一度再考をお願いしたい。更に、新型コロナ感染拡大による死者数19171人。世界517万人。なお、日本国内人口が100年後には8,000万人まで減少推計もあります。原発事故による人命及財産を守って頂きたい。	

29	米子	<p>原発の稼働を安全確保を大前提としても現実的には使用済み燃料の処理について何も決まっていないこと、使用済み燃料の安全が確保されるまで数万年かかるという事実は気候変動による災害が増えてきている中未来に責任が持てないのが現状です。プルサーマルも然りです。従って原子力発電は安全性が担保されていないということで、安全性確保は大前提にはなりません。</p> <p>原子力発電所の稼働についての法的要件は、新規制基準適合性審査に合格することと、原発から30km圏内の自治体が避難計画を策定することです。つまり、原発を使用することは、「シビアアクシデントを前提としている」のであって、「安全確保を大前提」としても、そのリスクは変わらないことを市民に伝える必要があります。その上で、原発を電源とすることの必要性があるなら、説明をしてほしいと考えます。ちなみにエネルギー政策のパブリックコメントで賛成意見はどれだけあったのでしょうか。これこそ、国民投票が必要だと考えます。国が「ゼロリスク」はないという以上、米子・境港市民の命や財産まで脅かす原発をたとえ「電力料金が安くなる。安定供給。」と言っても引き換えにはできません。</p> <p>エネルギー基本計画に「原子力発電の使用済燃料の処理・放射性廃棄物の処分の問題や、・・・抱える課題について、国民の間の認識も深まりつつある。・・・・全での企業、国民一人ひとりが脱炭素社会という未来に共鳴・共感し、「じぶんごと」として捉えて行動していくことが大前提となる。」とあります。「じぶんごと」にすることは大賛成です。そのためには、市民の市政への参画です。米子市長と市議会は市民の要求する「住民投票条例」を否決しました。市政へ参画の最も有効な手段は「住民投票」です。このために、市は正しい情報を提示し、協議する場をつくることができました。この条例案を否決した今、米子市は、「じぶんごと」化する方法として何を提示するのですか、具体案を示して頂きたいです。</p>
30	境港	間違いだと思う。その考え方の基礎的な数字以上の災害が起きれば対応できない。
31	境港	原子力を安全だとの大前提がそもそも誤っているので無意味。
32	境港	現在の心境では課題が多く見受けられますので反対です。（経済面と安全面）
33	米子	注意が必要。
34	米子	安全確保を大前提という言葉の信頼性が福島の事故によって失われており、本当に担保されているのかは疑問です。
35	米子	100%の安全確保ができないと思う。それは大前提といえるのか？
36	境港	<p>原子力の必要性が20%を切ることは考えにくい。日本の非核三原則は理念としては存在するが、大国や紛争地域が次々と核の保有をした中で、安全保障上、日本として核燃料技術を捨てる事は考えにくい。</p> <p>（原子力発電と核のもたらす安全保障を結びつけるのは、常識的な発想では無い為、あくまで私見に過ぎないことを明記し、発言をすることはしませんが。）長い年月を必要とする安全対策は、途方もないエネルギーを要し、利益と負遺産を受け継ぐ人々に影響を与えて行く事になる。その為に細かい点までチェック機能を働かせない必要を感じる。</p>
37	境港	公共物の老朽化で、日夜問題が発生している現状において、原発稼働を制度上40年に決めた時点から現在において、安全確保をさらに20年延長使用とは、安全と思えば大前提とし良いのであるのか。

疑問がある。

4 島根原発の安全対策について

4-1 中国電力の安全対策の取組についてどう思われますか。

No.	市名	回 答	まとめ
1	米子	良い。	安全対策に問題はない。
2	米子	良し。	
3	米子	安全対策には際限がなくこれで良しというものはなかなかできないと思います。現状では国や専門家の判断を信用することでしかありませんが、それらに沿った安全対策に取り組んでいいると考えます。	
4	米子	ものすごくお金をかけてしていることは認めます。	
5	境港	実際現地で視察させて頂き、安全に対して誠実に取り組み、今まで気付かなかった点においても対策され、安全に対する信頼を得る事ができました。	
6	境港	市内主要団体への説明及び地区自治会住民対象に、又、発電所内現地での説明を行い、稼働に向けて頑張っていると思います。	
7	境港	現地見学及び安全対策の説明を受け、取組みは問題ないと思います。	
8	境港	現地での説明や専門家の意見を伺うと、安全対策は信頼できるものであると感じる。	
9	境港	評価できると思います。	
10	境港	市民のために真摯に研究されていると評価します。	
11	境港	一生懸命取り組んでおられると思った。	
12	境港	努力している。	
13	境港	努力は感じる。しかし想定内の対策は、想定外の事態には対応できない事が多い。	
14	境港	報道等を見る限り安全だと考えるが、実態を確認できないので?	
15	境港	安全対策は世界で一番厳しい基準をクリアとの国より折紙付を信じますが、(他者や他人のことは判りません。)	
16	境港	「新規制基準」に基づいた安全対策は、「国の指針」にそっているので、それ自体悪くは言われない。	
17	境港	問題はないと思う。	さらなる安全性への取組を求める。
18	米子	前述の通り安全対策に万全はないのでハード、ソフト両面でのより細心の取り組みが求められるのではないでしょうか。	
19	米子	取組はしているようですが、すみずみまで徹底されているかというと、少し疑問です。	
20	米子	理解できるが、今以上に努力はして欲しい。	
21	米子	福島の教訓を生かした改修がされているが、想定外のことがおきるのが今までの歴史の教訓である。	
22	米子	あらゆる事象に備えた安全対策を強化されていると思いますが、不安があるのはテロ事案に対しての安全対策が一番不安です。テロは想定外のことが発生します。	
23	境港	安全神話は必ず崩壊します。今のうちに自然エネルギーへの転換を求めます。	不適切事案への対応、人材育成が不足している。
24	米子	システムをいかに堅牢、性能を高めても、それを扱う人の教育が大事です!事故の多くはヒューマンエラーによるものだと思います。	
25	米子	あらゆる事象に備えた安全対策が幾重にも取られ、安全性の確保が向上していることは評価されるが、サイトバンカ建物の巡回業務の未実施、虚偽報告等過去の不適切事案に見られるように、コンプライアンス及び原子力安全文化の意識不足があり、信頼性に対する不安が拭いきれない。	
26	米子	新規制基準に対するご努力は認めます。しかし、不適切事案が2010年3月～2021.5月間に6件発生しています残念です。管理運営について再考一新して原発事故防止に努めて頂きたい。	

27	米子	<p>中国電力は安全対策について積極的にPRされています。そして地域住民の意見を聞くと言われています。しかし、原発に不安を感じたり、中立の立場で取り組んでいる市民団体の説明依頼に対しては応じてもらえません。本当に中国電力の安全対策を理解して欲しいのであればいつでもどんな時でも説明をする必要があります。自分たちの都合の良いようにしか思えません。</p> <p>原子力規制委員会がシビアアクシデントを否定しない状況では、安全対策は限定的にならざるを得ないと考えます。</p> <p>これまで、幾度も不祥事を積み重ねてきた中電。不祥事に対して、議会で説明したことや、市民に説明したとして、住民のもとに足を運ばない中電は、安全対策を語る資格はありません。市民の不信感は大きいです。</p>
28	境港	システムは立派だが、社員、協力業者への教育が不足しているように思える。
29	境港	<p>マスコミで取り上げられている（小さな？ミス？職員？）etc</p> <p>安全対策とはいえないのではと思っています。</p> <p>（地元住民に幅広い説明会をお願いします。）</p>
30	境港	ハード面では有効性は確保されていると認められるが、社員、協力会社社員への研修を徹底し、ミスを早期に発見できる体制を整えて、重大事故にならない取組を継続して欲しい。
31	境港	原子力規制庁の審査が認められたとはいえ、実際の施工はこれからの方で、多数の職員や、作業員の連携ミスが起きる可能性は考えられる。小さな破損事故等は過去にも起きているが、事故につながる様なミスについては、公表を遅滞なく願いたい。
32	境港	過去の不適切事案に関する再発防止策を策定し、「その取組を実施してきている」とあるが、その取組を確実にやってほしい。
33	米子	<p>中国電力は安全対策について積極的にPRされています。そして地域住民の意見を聞くと言われています。しかし、原発に不安を感じたり、中立の立場で取り組んでいる市民団体の説明依頼に対しては応じてもらえません。本当に中国電力の安全対策を理解して欲しいのであればいつでもどんな時でも説明をする必要があります。自分たちの都合の良いようにしか思えません。</p> <p>原子力規制委員会がシビアアクシデントを否定しない状況では、安全対策は限定的にならざるを得ないと考えます。</p> <p>これまで、幾度も不祥事を積み重ねてきた中電。不祥事に対して、議会で説明したことや、市民に説明したとして、住民のもとに足を運ばない中電は、安全対策を語る資格はありません。市民の不信感は大きいです。</p>
34	米子	避難計画に対して、各地域に協力金の支払い。
		協力金の支払い。

4-2 中国電力の安全を第一とした島根原発再稼働の取組についてどう思われますか。

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	良い。	
2	米子	良し。	
3	米子	生活に欠くことのできない電気を安定的に且つ、価格変動も少なく供給することは経済活動のために必要不可欠であり、安全性を前提とした再稼働を早期に行うべきと考えます。	安全を前提として再稼働に賛同する。
4	米子	理解できるが、今以上に努力はして欲しい。	
5	米子	理解できる。長いスパンの中でのエネルギー政策についてのビジョンも示してもらうとよい。	
6	境港	理解し賛同致します。	
7	境港	評価できると思います。	
8	境港	一時避難的稼働は良しとします。	
9	境港	内容的にも向上しており、現段階では安全確保はされていると思う。	
10	境港	1号機稼働開始から46年間、事故もなく発電しており、今回さらに安全対策設備を増強した。今後も引き続き安全第一で取組んでほしい。	
11	境港	良く出来ていると思います。	
12	境港	安全でなければ再稼働はあり得ないと私は思います。事故がないことを祈るのみです。	
13	境港	再稼働には問題ないと考える。	
14	境港	安全対策を不断の取組として稼働することには評価できる。	
15	境港	電源の2系統化や、注水施設等の安全対策を行っている事で、本質的な安全対策は充分そうであり、再稼働は認めざるを得ない状況であると思う。しかしながら、事業者としての責任は、これからあるので、冷静に見ながら意見を伝えたいと思う。	
16	境港	「安全第一」の姿勢を貫いていただきたい。	
17	米子	ヒューマンエラーが生じないよう、常に訓練に取り組んで欲しい。	
18	米子	問題はないと思う。	
19	米子	操作者は地元だけではなく、広く、公務員レベルとし、人事交流等によるマンネリ化防止を図るべきだと思います。同族化すると、地域の都合、個人の都合などにより、省力化したり、隠したり、得てして組織は感情優先！守り！に陥り易し。	人材の確保と育成が必要である。
20	米子	ヒューマンエラーと重大事故時の対策が甘い。	
21	境港	危険な原発は再稼働してはいけません。子孫の代を放射能だらけにしないでほしい。総力をあげて自然エネルギー発電に取り組んでください。	原発以外に転換すべきである。
22	米子	安全が第一であるなら、事故の確立が「0」にならない事情から原発以外を考えて欲しい。とりかえしがつかない事故にならないためである。目先の便利さがあるから原発に進んでいるように見える。	
23	米子	再稼働ありきのための住民説明会のため説明資料としか思えません。住民が理解納得するべき説明を。質問は一人一問一答各団体（米子市）5分以内等ではダメです。	住民への説明が必要である。
24	米子	新規制基準を踏まえ、安全確保に十分取りくんでおられると思いますが、更に住民に対し、安心・安全に向け取り組んでいることを周知してほしいと思います。	
25	米子	中国電力が安全第一に取り組んでいると決めつけての質問には疑問を感じます。2011年前にも不祥事があり、新規制基準の申請後もまた申請がおりる直前でも不祥事がありました。職員の研修、関連会社の研修等真摯に島根原発の事業者として安全対策に取り組んでいることを都合の良い事だけではなく、きちんと説明をしていただきたい。信頼関係を築く取り組みをしていただきたい。 周辺自治体は避難計画策定の法的義務が生じた時点で、立地自治体と同等の権利が国から認められています。中国電力は、この点を認めて安全協定も同じものにしなければなりません。電力会社が安全第一で取り組むのは当たり前ですが、それが可能かどうか、安対協として監視する必要があります。	

26	米子	電気代値上げのことを考えると必要なのかもしれないけど・・・	不安、不満がある。
27	境港	設備的な安全対策の説明ばかりしているが、チェック機能が起動しているのか不安である。	
28	境港	一生懸命取り組んでおられるが、再稼働には少し不安がある。（最近、地震が続いている、大きな地震もあるのではと言われているため。）	
29	境港	設置工事途中発生した、不始末事件がありましたが、今後は絶対ないという確約を願います。	
30	境港	「国の指針」で最重要なのは、立地自治体で周辺自治体は重要である止まり。UPZ区域では、本腰を入れていない体制での再稼働に向けて進んでいる様に思われる。	
31	境港	規制委員会をクリアするための対策であり、人の命と生活を天秤にかけるべきでない。	
32	米子	原発施設が出来る事により地区は施設・道路等が出来原子ムラ・大金が投じられ原子力ムラができている。その大金我我の電気料金か。	
33	米子	立地自治体以外の周辺自治体の協定の改定要望に応えていない中で安心とは言えないと思います。	安全協定を改定すべきである。
34	米子	中国電力が安全第一に取り組んでいると決めつけての質問には疑問を感じます。2011年前にも不祥事があり、新規制基準の申請後もまた申請がおりる直前でも不祥事がありました。職員の研修、関連会社の研修等真摯に島根原発の事業者として安全対策に取り組んでいることを都合の良い事だけではなく、きちんと説明をしていただきたい。信頼関係を築く取り組みをしていただきたい。 周辺自治体は避難計画策定の法的義務が生じた時点で、立地自治体と同等の権利が国から認められています。中国電力は、この点を認めて安全協定も同じものにしなければなりません。電力会社が安全第一で取り組むのは当たり前ですが、それが可能かどうか、安対協として監視する必要があります。 国が「ゼロリスクはない」という以上、再稼働しないことしかありません。【再掲】	

5 その他

No.	市名	回答	まとめ
1	米子	おおむね理解はできるが、不安がないわけではない。こども達に安心、安全な環境を残せる様に努力して欲しい。	再稼働に賛成する。
2	米子	早く再稼働して下さい。	
3	米子	安全対策を様々な角度から想定されていることについては、大変な努力があつたことと思います。その対策のために、電気の安定供給、低廉な電気料金の維持、脱炭素化など環境への適合のためにどれだけの膨大なお金と、リスクが待っているのでしょうか。	
4	境港	新規制基準を踏まえて、安全対策強化し、確認検査も完了した様なので再稼働には賛成です。	
5	境港	エネルギー政策上、必要な原発であり、安全な稼働が最優先である。小さな事故、不祥事は徹底した原因分析の上、対策を講じて、再発防止に取り組み、万が一再発した場合は、運転停止を行うなど、常に緊張感を持って対応して欲しい。人の教育と徹底を最優先に取り組んで欲しい。	
6	境港	2号機の安全対策にかかる費用は、3号機建設の費用を上回ると伺っております。電気の安定供給や安い電気料金を維持する為には、それだけ巨額な費用をかけるだけの価値があるという事なのでしょう。引き続き安全対策の強化・充実をお願いしたい。	
7	境港	単純に30年たっている2号機より、新しい3号機の方が性能がいいように思うがどうでしょうか。安心・安全な発電、コストが適切、足りない供給をお願いします。	
8	米子	自治会、住民への信頼関係の構築が一番。	住民との信頼関係構築が必要である。
9	境港	最近の説明会において、中電が自治会、地域に説明に出向くことについて、反対の地域へは行かない様な感じでした。理解をしてもらうという姿勢が見られませんでした。	
10	境港	安全対策を講じるには、中電のみに責務を問うのではなく、市民も明るく見える信頼関係を作り上げないと隠ぺい体質になると危険である。互いに話せる体制づくりが必要。	
11	米子	関係者が24時間即時対応できるように日々の生活を律してほしい。それだけ重大な業務を行っているという自覚を持ってほしい。 米子市安対協への意見・・・アンケートで終わらせず、これをまとめて、米子市独自の安対協を開さいすること！！この前の市長・市議会の議論を聞いたが、原発ならびに原子力等について学習してきた私には、とうてい理解できない議論であった。核分れつ連鎖反応の恐ろしさをもっと知ってほしい。	人材の確保・育成が必要である。
12	米子	今後、中電による設計・工事計画認可及び保安規定変更許可に関する補正申請等の状況に応じ審査の時1ヶ年掛かるとの回答でしたが、終了後当該委員会へ報告及び説明会開催を願いたい。（確認のため。）安全に関する協定書の一部改訂に立地自治体松江市と同様の内容とすること（特に事前了解権・恒常的扱いの災害対策費）	安全協定を改定すべきである。
13	境港	境港市にとっては、立地自治体と同等の安全協定への改定が最優先と考えます。	
14	境港	鳥取県に認めた立入調査権について、米子市、境港市には権利を認めないと中国電力からの返答について、各市の専門家が居ないのか、異論が出なかつたのは少し残念である。いずれにしても事前調査権、立入調査後の措置要求は当然の権利であり、UPZ圏内に住む者の総意と考える。交渉過程では言いにくい話ではあると思うが、安全対策に寄附行為のみで対応がなされているのは、立地自治体との格差があり過ぎと考える。交渉を優位に進める為に、地域の立場からすれば、原子力発電再稼働に注意深く見守り、意見を言う事が大切と考える。	
15	米子	津波、地震等の自然災害以外にこれからは、テロ対策等の安全性確保も同様に重要だと思います。	さらなる安全規制の強化が必要である。（テロ対策、自然災害対策、検査制度等）
16	米子	不都合は手順省略化するものです。国レベルの、検査・点検（抜打）制度、（アメリカの、ORI）などにより自己（組織）啓発、研鑽を怠らない制度があれば良いのですが！！	

17	境港	自然災害には、人類は脆弱であるが、最悪の事態を想定した安全確保の基準作りをして、人類の危機に立ち向かって行かなければならぬ。	
18	境港	島根半島（日本海側）に連なる島根原発防波壁を海拔15mとし、福島級の津波が来ても大丈夫安全対策も十分にあるとのこと。島根原発はよくても、島根半島の裏側の集落はどうなる。境港市は島根半島が防波堤になっても、それなりの津波が来ると思われ、小高い山も無い。砂地のみの4km幅の境港、原発以前に自然災害最優先に対策を進めるべきではないのか。	
19	境港	安全対策に対する意見では有りませんが、一番気がかりなことは、高濃度廃棄物の処理だと思います。原発の発電開始以来、半世紀も経過しているのに、未だ最終処分地が決定していない。プルサーマルとか廃棄物処理の先が見えない問題を早く解決してほしい。	使用済み燃料の問題を解決しなくてはならない。
20	境港	福島事故のノウハウを踏まえ、良く研究をされています。この技術力を地震のない諸外国にセールスして、原発を建設して欲しい。	技術力の海外輸出を行うべきである。
21	米子	島根原発2号機の再稼働について、国、中電の説明はありました。しかし、質問時間も限られ、一方的な回答で終始しました。島根原発2号機の安全対策について米子市安対協として協議会委員同士の意見交換の場がありません。アンケートでは他の委員の方の意見は分かりませんし、意見交換もできません。市長は再稼働について市民の意見は安対協で聞くと明言されています。アンケートだけではなく安全対策に対する意見は委員同士での協議が必要です。安対協は協議会です。協議会委員が新しくなってから米子市安対協として顔合わせもしていません。安対協を開催しその場での意見交換を強く要請します。シビアアクシデントが前提となる島根原発稼働の地元同意に向けて、安対協としての意見をまとめる必要があります。立場の専門家にお話を聞く機会をつくってください。特に、避難計画については、審査検証が全くされていませんので、避難計画について、より多くの市民が実効性があると感じるようになるまで、時間をかけて話し合う必要があります。 中国電力から市民へのプルサーマル計画の説明が全くありません。いつどこで行うのか。また、これも安全協定に基づいて、今後、鳥取県側3者に「了解」を求めるのか、中電に聞きたいです。	避難計画の審査検証が必要である。
22	米子	今後、中電による設計・工事計画認可及び保安規定変更許可に関する補正申請等の状況に応じ審査の時1ヶ年掛かるとの回答でしたが、終了後当該委員会へ報告及び説明会開催を願いたい。（確認のため。）安全に関する協定書の一部改訂に立地自治体松江市と同様の内容とすること（特に事前了解権・恒常的扱いの災害対策費）【再掲】	説明会を開催してほしい。
23	米子	万が一の原子力災害に備えての不安として、避難対策が住民にとって重要なことです。地域でも、避難経路・方法、また避難受入先について無知と不安が多いです。避難受け入先の確認訓練、安全対策の説明会が更に必要だと思います。	
24	米子	関係者が24時間即時対応できるように日々の生活を律してほしい。それだけ重大な業務を行っているという自覚を持ってほしい。 米子市安対協への意見・・・アンケートで終わらせず、これをまとめて、米子市独自の安対協を開かいすること！！この前の市長・市ぎ会の議論を聞いたが、原発ならびに原子力等について学習してきた私には、とうてい理解できない議論であった。核分れつ連鎖反応の恐ろしさをもっと知ってほしい。【再掲】	安対協を開催してほしい。

25	米子	<p>米子市原子力発電所環境安全対策協議会の県との合同会議はありましたが、十分な質問の時間がありませんでした。1回限りとか…。米子市として単独の十分に時間をとった会議を開いてください。委員同士の意見交換も必要だと思います。このまま市長が、委員の声も聞いたというのであればそれはおかしい。十分な時間をとって委員の声を聞くべきです。安全対策協議会としても、避難計画の実効性について監視する必要があります。そのためにも委員会の開催が必要です。原子力発電がCO₂で環境にいいと言われるが、島根原発を見学した際、数年前の見学の時と変わっていた。人工的につくられた地形、山が削られていた。地形が変わっていた。原発は環境破壊ではないかと感じた。綺麗な日本海のリアス式海岸が…。市長は、再稼働について国が決めることとか言っているが、市民の命がかかっていることである。もっと市民のことを考えてほしい。責任を国や県に押し付けるのではなく、市として自ら判断してほしいものだ。市長は、市民の意見=議会という感じで言っていたが、本当にそうか。もっと市民の声を聞いてほしい。市長は、今回住民投票を否定したが、そもそも住民投票は何のためにあるのか。制度があるのに制度自身を否定するのはどうか。知事からも、経済優先と批判される市長ですから、経済優先の再稼働賛成すると思いますが、真剣に市民の命と健康のほうを向いてもらいたい。</p>
26	米子	<p>島根原発2号機の再稼働について、国、中電の説明はありました。しかし、質問時間も限られ、一方的な回答で終始しました。島根原発2号機の安全対策について米子市安対協として協議会委員同士の意見交換の場がありません。アンケートでは他の委員の方の意見は分かれませんし、意見交換もできません。市長は再稼働について市民の意見は安対協で聞くと明言されています。アンケートだけではなく安全対策に対する意見は委員同士での協議が必要です。安対協は協議会です。協議会委員が新しくなってから米子市安対協として顔合わせもしていません。安対協を開催しその場での意見交換を強く要請します。シビアアクシデントが前提となる島根原発稼働の地元同意に向けて、安対協としての意見をまとめる必要があります。立場の専門家にお話を聞く機会をつくってください。特に、避難計画については、審査検証が全くされていませんので、避難計画について、より多くの市民が実効性があると感じるようになるまで、時間をかけて話し合う必要があります。</p> <p>中国電力から市民へのプルサーマル計画の説明が全くありません。いつどこで行うのか。また、これも安全協定に基づいて、今後、鳥取県側3者に「了解」を求めるのか、中電に聞きたいです。</p>

安全協定の改定について

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の立地自治体と同等の文言への改定について、鳥取県、米子市及び境港市（以下「県・市」という。）と中国電力による島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（以下「改定協議会」という。）を開催し、中国電力の示した改定案について、県議会、米子市、境港市の了解が得られたことから、今後改定手続を進める。

（これまでの経緯）

平成23年12月25日の安全協定締結後、平成24年10月12日の県議会の「立地自治体並みの改定を求める」決議を受け、県では中国電力と改定協議を開始した。（平成24年度に改定協議会を2回開催。）

平成25年3月15日、協定の運用においては立地と同様の対応を行うことを中国電力に文書で確認し、協定の運用上は支障がないと判断したことから、協議を一時凍結した。

しかしながら、協定の文言の差異について県議会から改定すべきとの意見が党派を超えてあり、執行部はそれを宿題として中国電力に文書申入れを行うなど協議を重ねてきた。

平成30年8月2日、議員全員協議会で島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告の説明を行った際も、県議会から改定改定を求める意見があり、知事から中国電力に改定改定を申し入れ、改定改定が2号機の再稼働判断に影響を及ぼす旨を申し添えた。

令和3年9月15日、2号機が審査に合格し、令和3年10月5日、県・市及び中国電力による改定協議会を開催した。県・市が改定を求める4項目（事前報告、現地確認、意見提出、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）について協議を行い、令和4年3月10日の第5回改定協議会で中国電力の改定案を受け入れ、協議を終了した。

1 改定協議会等の開催

（1）第1回改定協議会（令和3年10月5日）

県・市から中国電力に対して、改定を求める4項目の早期改定を求めた。また、改定が長期行われなかった理由及び「（事前了解権が）立地自治体固有の規定」とする発言について説明を求めた。

（2）第2回改定協議会（令和3年10月22日）

中国電力から、改定について「規定（文言）を見直す」との発言があった。また、第1回改定協議会で説明を求めた事項への回答があった。

改定が長期行われなかった理由については、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近いことで様々な心配をかけた立地自治体への配慮により時間を要していること、また、事前了解権が立地自治体固有の規定とする発言については、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続において包括的に理解いただいた経緯があるという事情を踏まえての発言であると説明があった。なお、安全協定の運用において、安全上の差がないことを確認した。

(3) 第3回改定協議会（令和3年11月4日）

中国電力から、4項目のうち2項目（現地確認、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）について、「協定を改定する」と回答があった。また、原子力防災財源への協力について、「一定の継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」と回答があつた。

(4) 第4回改定協議会（2月18日）

中国電力から、未回答の2項目のうち「措置要求」について、文言を改定すると回答があつた。

「事前了解」については、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」に見直し、中国電力が県・市の意見に「誠意をもって対応する」という文言を特に付け加えた。

(5) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（2月18日）

知事、米子市長及び境港市長が、中国電力の改定案と防災財源への協力について今後の対応を協議した。

- ・改定案は一定程度前進した。特に協定で最も強い発動措置となる措置要求が認められたことについて、高く評価する。
- ・今後、県・市の議会に改定案を示し、了とするのかどうか意見を伺う。その上で再度、県・市で情報共有を行い、コンセンサスを得て最終的な判断を行う。

(6) 議会、市長の判断

中国電力の改定案について、2月22日の県議会議員全員協議会で了とされ、米子市、境港市も市議会全員協議会（2月28日米子市、3月7日境港市）での協議を経て、市長が改定案の受入れを表明した。

(7) 第5回改定協議会（3月10日）

協定改定について、米子市長及び境港市長から知事に中国電力の改定案を受け入れると意見表明があつた。

中国電力から「協定の運用においては、これまでどおり立地と同様に対応させていただく」ことについて、文書を提出する意向を示した。また、協定の権限を適切に行使するため、県・市の覚書を作成することについて合意した。これにより、今後、協定改定手続きを進めることで合意した。

また、財源問題について、継続性を持った財源措置として、今後、具体的な事務作業を進めることを合意した。

〈参考〉安全協定締結後の経緯

- 平成23年12月25日 安全協定締結
- 平成24年10月12日 県議会が「島根原子力発電所に係る中電との安全協定等の改定を求める決議」
11月1日 知事から中国電力へ立地自治体と同等の協定改定を文書申入れ
- 11月20日 第1回改定協議会開催
- 平成25年1月23日 第2回改定協議会開催
3月15日 中国電力から知事へ「立地自治体と貴県と同様の対応を行う」と文書回答
- 平成30年8月2日 全員協議会で島根3号機の事前報告について説明、県議会から協定改定を改めて申入れ
→「知事から中電へ協定改定を申入れ、協定改定が2号機の再稼働判断に影響を及ぼすことを申し添え
- 令和3年9月15日 中国電力から島根2号機の新規制基準適合性審査の合格の報告を受け、協議の再開を合意
- 令和3年10月5日 令和3年度第1回改定協議会開催
10月22日 令和3年度第2回改定協議会開催
11月4日 令和3年度第3回改定協議会開催
→「立入調査」「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」について協定を改定すると回答
- 令和4年2月18日 令和3年度第4回改定協議会開催
→「措置要求」について協定を改定すると回答。「事前了解」については、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」に見直し、中国電力が県・市の意見に「誠意をもって対応する」という文言を追加
原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）開催
- 2月22日 県議会議員全員協議会が中国電力の改定案を了承
- 2月28日 米子市議会全員協議会が中国電力の改定案を了承、市長が受け入れを表明
- 3月7日 境港市議会全員協議会が中国電力の改定案を了承、市長が受け入れを表明
- 3月10日 令和3年度第5回改定協議会開催
→中国電力から「立地と同様」の文書提出、県・市の運用覚書作成を合意

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（案）

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。
- 4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

- 2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。
- 5 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の事前報告）

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設設計画
 - (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
 - (3) 原子炉の廃止に伴う法第 43 条の 3 の 33 第 2 項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べることができるものとする。
 - 3 丁は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
 - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。
- 3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。
- 4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。
- 2 丁は、前項の求めがあつたときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第13条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第15条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

- 第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。
- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

- 第17条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

- 第18条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。
- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

- 第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

- 第20条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか 改定すべき事由が生じ

たときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 21 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

2 丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第 22 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日（一部改定）

令和〇年〇月〇日（一部改定）

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地

米子市

米子市長 伊木隆司

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市

境港市長 伊達憲太郎

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水希茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱（案）

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

- 第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針 昭和50年5月13日原子力安全委員会決定」による。

（計画等の事前報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
(2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。
- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

- 第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
(3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報につ

いては、核物質防護の観点から公表しないものとする。

3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
 - ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 溫排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）

- ⑥地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。
- ①各号機の発電出力
 - ②各号機の排気筒モニタ値
 - ③各号機の放水路水モニタ値
 - ④敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）
第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

- （異常時における連絡）
- 第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。
また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。
- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

- （立入調査）
- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べることができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。

2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

(公衆への広報)

第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

(連絡の方法)

第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

(損害の補償)

第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

令和〇年〇月〇日（一部改定）

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 伊木隆司

丙 境港市
境港市長 伊達憲太郎

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩崎 晃

「原子力防災対策に係る恒久的な財源措置」に係る中国電力からの回答について

島根原子力発電所に係る本県の原子力防災対策に要する経費のうち、国の財源措置が行われないものに対する費用について、現行の単発的な寄付金という形ではなく恒久的な財源措置となるよう中国電力に求めており、中国電力から以下のとおり回答があった。

<中国電力の回答内容>

- 1 防災財源への協力に関しては、これまでの「応急措置」から「一定の継続性をもった仕組み」に見直す。
- 2 鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、応分の負担をすることを考えている。
- 3 負担する年額は、1. 8億円を上限に、毎年度、協議して定めることとなるが、基本的な水準は前回の寄付実績を目安として考えている。

【補足資料】中国電力からの寄附金受け入れの経過と活用状況

1 寄附金受け入れに係る経過

日 付	内 容
平成 26 年 10月 20 日	知事が中国電力を訪問し、苅田社長に国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策に係る経費負担の協力を申し入れ
平成 27 年 10月 5 日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
12月 21 日	11月議会において、中国電力からの寄附金を受け入れるための「鳥取県原子力防災対策基金」に係る条例（鳥取県基金条例の一部改正）を可決
平成 28 年 2月	中国電力から寄附金を受け入れ（6億円）
平成 29 年 6月 27 日	原子力防災対策に係る経費について、引き続き事業者として国による適切な財源措置が実現するまでの必要な負担を行うよう中国電力へ文書で申し入れ
平成 30 年 1月 31 日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（2.6億円）
令和 2 年 1月 16 日	国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策への協力（相応の経費負担）について中国電力へ文書で申し入れ
2月 5 日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（3.2億円）
令和 3 年 9月 15 日	知事が中国電力芦谷副社長に、原子力防災対策経費については、現行の単発的な寄附金という形ではなく恒久的な財源の設定について要請
令和 4 年 2月 18 日	令和 3 年度第 4 回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会において、鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、一定の継続性をもった仕組みに見直し、応分の負担をすることを考えているとの回答
3月 10 日	令和 3 年度第 5 回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会において、財源措置に係る協定化について、具体的な事務作業を進めることとなつた。

2 本県の原子力防災対策経費（国の財源措置が行われないもの）

- ・令和 2 年度決算額 156 百万円
- ・令和 3 年度決算見込額 161 百万円

※各年度には、米子市・境港市への交付金を含む

3 これまでの寄附金の受入状況

- ・平成 27 年度 600 百万円（主に H27 年度から H29 年度で執行）
- ・平成 29 年度 260 百万円（主に H30 年度、R1 年度で執行）
- ・令和元年度 320 百万円（主に R2 年度、R3 年度で執行）

計 1,180 百万円